

技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

田野町の技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針を次のとおり策定しました。

1. 田野町の技能労務職員の状況
平成 14 年に 5 名いた技能労務職職員も、定年退職等により平成 20 年 4 月 1 日現在 1 名となっています。
適用している給料表は独自の合成表で 4 級までとなっています。また手当等については一般行政職と同じ、昇給についても昇給日や昇給基準も一般行政職と同じです。
2. 基本的な考え方
本町では、平成 20 年 4 月 1 日現在 1 名の技能労務職がいます。技能労務職の給料表は、国の技能職員に適用されている行政職俸給表（二）を参考として措置すべきものとされていますが、本庁ではこの俸給表と行政職俸給表（一）を合成した給料表を適用しています。このため、技能職員の給料表を国の行政職俸給表（二）を基準としたものに見直します。
また、現在の職員については、平成 21 年度に一般行政職に転職をさせ、基本的に技能労務職の職務については民間委託などで対応を行います。
3. 具体的な取組内容
平成 21 年度に現在 1 名いる技能労務職員を一般行政職員に転職させる予定です。